1 社債等に関する業務規程施行規則(平成15年1月10日通知)

新

(下線部分変更)

(用語)

第1条 (略)

- 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
- (1) \sim (9) (略)
- (10) 利付債(源泉徴収不適用分等) 次に掲げる利付債をいう。

- イ 指定金融機関等、国、公共法人等、外国政府等又は特定投 資法人等が所有する利付債<u>(租税特別措置法第9条の3の2第1</u> 項の規定の適用を受ける利子に係るものを除く。)
- ロ 指定内国法人が所有する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日(指定内国法人が租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第3条の3第8項の確認を受けた日をいう。以下同じ。)の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間内に支払いを受けるものに限り、租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係るものを除く。)

(削る)

(用語)

第1条 (略)

- 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - $(1) \sim (9)$ (略)
 - (10) 利付債(源泉徴収不適用分等) 次に掲げる利付債(払込日、 払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 (別表2に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下 同じ。) から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来して いないものを除く。) をいう。
 - イ 指定金融機関等、国、公共法人等、外国政府等又は特定投 資法人等が所有する利付債
 - ロ 指定内国法人が所有する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日(指定内国法人が租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第3条の3第8項の確認を受けた日をいう。以下同じ。)以後一年を経過する日までの期間内に<u>開始するものに限る。</u>)
 - ハ 租税特別措置法第5条の2第1項若しくは第5項後段又は同法

第27条の14 削除

(その他の振替の制限)

第27条の23 規程第58条の23第2項に規定する事項は、機構非関与銘 柄について、他の機構加入者口座への振替を行うための振替の申 請ができないこととする。

(削る)

(削る)

第5条の3第1項若しくは第3項後段の規定の適用を受ける利付 債

(利払期日における自動振替処理)

第27条の14 機構加入者は、機構が行う自動振替処理(機構加入者 口座における自己口又は別表2に規定する非居住者等口の課税分 口座に記録されている一般債について、その利払期日に、別表4に 規定する区分口座間の振替を行う処理をいう。以下この章におい て同じ。)を希望する場合には、あらかじめ機構に対し、その旨 を通知しなければならない。当該通知を受けた場合には、機構は、 当該機構加入者から自動振替処理に係る振替の申請があったもの として取り扱う。

(その他の振替の制限)

- 第27条の23 規程第58条の23第2項に規定する事項は、次に掲げる事 項とする。
 - (1) 課税分口座から源泉徴収不適用分等口座(別表2に掲げる課税 種別が源泉徴収不適用分等である区分口座をいう。)への振替 (特定の銘柄の一般債の払込日、払込日翌日、利払期日及び利 払日翌日に行うものを除く。)を行うための振替の申請は、す ることができないこと。
 - (2)機構非関与銘柄について、他の機構加入者口座への振替を行 うための振替の申請は、することができないこと。
- 2 前項の場合において、機構非関与銘柄の支払代理人は、渡方加 2 前項第2号の場合において、機構非関与銘柄の支払代理人は、渡

入者から当該機構非関与銘柄について振替を行う旨の申出を受けたときは、規程第58条の7に規定する方法により当該機構非関与銘柄を機構関与銘柄に変更しなければならない。

(課税情報の通知)

- 第27条の36 機構加入者は、機構に対し、規程第58条の30第1項に規定する課税情報として、利払期日が2営業日後に到来する機構関与銘柄のうち当該機構加入者の源泉徴収不適用分等口座(別表2 に掲げる課税種別が源泉徴収不適用分等である区分口座をいう。以下同じ。)以外の区分口座に記録されている銘柄の一般債及び次条第3項に規定する銘柄の一般債(同項の区分口座が源泉徴収不適用分等口座(信託口(1)を除く。)以外のものである場合に限る。)に係る次の事項を通知しなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) <u>別表4</u>の税区分
 - (4) (略)
 - (5) 第3号の税区分が分かち分(租税特別措置法第9条の3の2第1項 の規定の適用を受ける利子に係るものを除く。)であるときは、 前号の金額に係る利金に対する<u>国税額</u>及び<u>国税額</u>控除後の利金 の額
- 2 (略)

(償還金及び利金の請求方法)

第27条の38 機構は、規程第58条の30第2項の規定により償還金及び 利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰 方加入者から当該機構非関与銘柄について振替を行う旨の申出を 受けたときは、規程第58条の7に規定する方法により当該機構非関 与銘柄を機構関与銘柄に変更しなければならない。

(課税情報の通知)

第27条の36 機構加入者は、機構に対し、規程第58条の30第1項に規定する課税情報として、利払期日が2営業日後に到来する機構関与銘柄のうち当該機構加入者の<u>課税分口座</u>に記録されている銘柄の一般債及び次条第3項に規定する銘柄の一般債(同項の区分口座が<u>課税分口座</u>である場合に限る。)に係る次の事項を通知しなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) <u>別表5</u>の税区分
- (4) (略)
- (5) 第3号の税区分が<u>わかち分</u>であるときは、前号の金額に係る利金に対する課税額及び課税額控除後の利金の額

2 (略)

(償還金及び利金の請求方法)

第27条の38 機構は、規程第58条の30第2項の規定により償還金及び 利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰 上償環期日、定時償環期日又は利払期日の前営業日に、次の事項 を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げる もの(以下「元利金請求内容情報」という。)

イ~ハ (略)

ニ 別表4の税区分

ホ・ヘ (略)

ト ホの金額に係る利金に対する国税額(租税特別措置法第9条 の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係る国税額を除く。 以下同じ。)及び国税額控除後の利金の額

チ~ヲ (略)

(2) (略)

2 · 3 (略)

(利金の額の算出方法)

- 第27条の40 特定の銘柄の機構関与銘柄の利金として授受する額 | 第27条の40 特定の銘柄の機構関与銘柄の利金として授受する額 は、次の各号に掲げる支払いの区分に従い当該各号に定める額(1 円(外国通貨については、当該通貨の単位の百分の一)に満たな い端数が生じた場合は切り捨てる。)とする。
 - (1) (略)
 - (2) 支払代理人から各機構加入者への支払い

各機構加入者の区分口座(当該区分口座が源泉徴収不適用分 等口座以外のものである場合は当該区分口座における別表4の 税区分)ごとの当該機構関与銘柄の金額(定時償還銘柄につい ては、実質金額)に当該機構関与銘柄の一通貨あたりの利子額

ト償還期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日に、次の事項 を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げる もの(以下「元利金請求内容情報」という。)

イ~ハ (略)

ニ 別表5の税区分

ホ・ヘ (略)

ト ホの金額に係る利金に対する課税額及び課税額控除後の利 金の額

チ~ヲ (略)

(2) (略)

2 • 3 (略)

(利金の額の算出方法)

は、次の各号に掲げる支払いの区分に従い当該各号に定める額(1 円(外国通貨については、当該通貨の単位の百分の一)に満たな い端数が生じた場合は切り捨てる。)とする。

(1) (略)

(2) 支払代理人から各機構加入者への支払い

各機構加入者の区分口座(当該区分口座が課税分口座である 場合は当該区分口座における別表5の税区分)ごとの当該機構関 与銘柄の金額(定時償還銘柄については、実質金額)に当該機 構関与銘柄の一通貨あたりの利子額を乗じて得た額

を乗じて得た額

(3) (略)

(社債的受益権の場合の<u>読替え</u>等)

第32条 (略)

2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる 規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句							
	(略)								
第1条第2項第10号	利付債(源泉徴収不適用分等) 次に掲げる利付債をいう。	社債的受益権(源泉 徴収不適用分等) 次に掲げる社債的受 益権をいう。							
第1条第2項第10号イ	利付債	(略)							
	租税特別措置法第9	租税特別措置法第9							
	<u>条の3の2第1項の規</u> 定の適用を受ける利	<u>条の3の2第1項の規</u> 定の適用を受ける配							
	<u> </u>	当							

(3) (略)

(社債的受益権の場合の<u>読み替え</u>等)

第32条 (略)

2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる 規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句に読み替えるものとする。

に関けるすりに配ぐ自んもものとする。									
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句							
	(略)								
第1条第2項第10号	利付債(源泉徴収不 適用分等) 次に掲 げる利付債(払込日、 担込日翌日、利払期 日及び利払日翌日以 外の日に、掲げる課 税種別が課税分で。 以下同じ。) から振 り替えられ、 り替えられ、 をいう。 ないう。 ないう。	社債的受益権(源泉 徴収不適用分等) 次に掲げる社債日 (信託設日日、配当 支払期日以外の(別表2に掲げる課税分のののののののののののでである。 を記述期日ののののでである。 大は関連をいうののののでである。 を記述が課税がいるのでである。 に配当支払明日のののでである。 を記述が課税ができる。 に記述が課税ができる。 に記述が課税ができる。 に記述がはいる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がまれる。 に記述がいる。 に述述がいる。 に述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述							
第1条第2項第10号イ	利付債 (新設)	(略) (新設)							

第1条第2項第10号口	(#	答)
	利金	(略)
	租税特別措置法第9	租税特別措置法第9
	条の3の2第1項の規	条の3の2第1項の規
	定の適用を受ける利	定の適用を受ける配
	<u>子</u>	<u>当</u>
(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
	(略)	
第27条の36第1項第5	利金	(略)
号	租税特別措置法第9	租税特別措置法第9
	条の3の2第1項の規	条の3の2第1項の規
	定の適用を受ける利	<u>定の適用を受ける配</u>
	子 (吸)	<u> </u>
MODE OF SOME	(略)	/ m/z \
第27条の38第1項第1	利金	(略)
号ト	租税特別措置法第9	租税特別措置法第9
	条の3の2第1項の規 定の適用を受ける利	条の3の2第1項の規 定の適用を受ける配
	<u> 上の週用を気ける利</u> 子	<u> </u>
		크
	(略)	

第1条第2項第10号口	(日	各)
	利金	(略)
	(新設)	(新設)
第1条第2項第10号ハ	租税特別措置法第5	租税特別措置法第5
	条の2第1項若しくは	条の3第1項又は第3
	第5項後段又は同法	項後段の規定
	第5条の3第1項若し	
	くは第3項後段の規	
	<u>定</u>	
	利付債	社債的受益権
	(略)	
第27条の14	利払期日	配当支払期日
第27条の23第1項第1	払込日、払込日翌日、	信託設定日、信託設
<u>号</u>	利払期日及び利払日	定日翌日、配当支払
	翌日	期日及び配当支払日
		翌日
	(略)	
第27条の36第1項第5	利金	(略)
号	(新設)	(新設)
	(略)	
第97 タの90第1百年1	, , , ,	(m⁄z \
第27条の38第1項第1 号ト	利金 (本乳)	(略)
万ト	(新設)	(新設)
	(m/z)	
	(略)	

別表 2

機構における区分口座

I. (略)

Ⅱ. 一般債

(1) 一般債(社債的受益権を除く。)

П			区分口座		
座区分	口座名称	信託口(1)~(5) <u>及び顧</u> <u>客口</u> に記録する一般債	課税 種別	各課税種別に記録する一 般債	コード
血己口	保有口		源 徴 不 用 等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機 関債	$0.0 \sim 0.4$ $1.0 \sim 1.4$ $4.0 \sim 4.4$
	体行口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分 等)以外の利付債	$0.5 \sim 0.9$ $1.5 \sim 1.9$ $4.5 \sim 4.9$
	信託	①当該機構加入者を受託 者とする信託のうち所 得税法第11条第2項に 規定する公益信託若し くは加入者保護信託、同 法第13条第1項に規定 する受益者若しくは同	源 徴 不 用 等	利付債、割引債等及び国際 機関債	20 <u> </u>
	П (1)	条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等のある信託又は和税特別措置法第4条の5第1項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	(削 る)	(削る)	(削 る)

機構における区分口座

I. (略)

Ⅱ. 一般債

(1) 一般債(社債的受益権を除く。)

口		2	区分口座		
座 区 分	口座名称	信託口(1)~(5) <u></u> <u>顧客</u> <u>口及び非居住者等口</u> に記 録する一般債	課税 種別	各課税種別に記録する一 般債	コード
	42		源徴不用等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機 関債	$ \begin{array}{ccc} 0 & 0 \\ 0 & 4 \\ 1 & 0 \\ 4 & 0 \\ 4 & 4 \end{array} $
	保有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分 等)以外の利付債	$ \begin{array}{ccc} 0.5 \\ 0.9 \\ 1.5 \\ 1.9 \\ 4.5 \\ 4.9 \end{array} $
自己口	信託	①当該機構加入者を受託 者とする信託のうち所 得税法第11条第2項に 規定する公益信託若し くは加入者保護信託、同 法第13条第1項に規定 する受益者若しくは同	源徴不用等	利付債 (払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	2 0
	(1)	条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託又は租税特別措置法第4条の5第1項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	<u>課税</u> 分	払込日、払込日翌日、利払 期日及び利払日翌日以外 の日に、課税分口座から振 り替えられ、その振替後に 利払期日が到来していな い利付債	<u>25</u>

	②当該機構加入者を第5条(租税特別措質第5条) (租税特別措質第5条) (租税特別措質第5条) (17項(第17項(第17項(第17項) (17分割) (1					②当該機構加入者を受託者(租税特別措置(第55条の3 <u>第5項</u> に第55条の3 <u>第5項</u> におむ。) 新工程で表示の受信之が。) 託子 (第5条の 3 第 5 項 (第5条の 3 第 1 項 に表し、高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
信託 口 (2)	当該機構加入する等話得で受所規定 176条第3項に規係情能の3項に規定する集節 176条第3項に規定する集団投資する集団 16 を受所規定 16 等の 17 を受い 16 等の 18 を受い 18 を使い 18 を使	源徵不用等	利付債(所得税法第 13 条 第1項に規定する受益者と現に規定する受益者と る受益者とみ人であるるが指定にあるるの が指信託財産に、今確認 が指信にあっては、今確認 が付債にあって利金が経経に が出るの が担じ係る の翌日よびの期間内に る受ける ものに限る。) 引債等及び国際機関債	21 <u> </u>	信託 口 (2)	当該機構加入の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	源徵不用等	利付債(払込目、払込日翌 日、利払期日及び利払日 日以外の日に、課税分口 た。 一、課税分口 を 一、無力 がら振り替えられ、その を を とし、所得税法受 に利払明 を 第 2 項 とし、所得税 る の とし、所得税 る の で に 規定 第 2 項 さ に が る る る る る る る る る の し に に の る の の の の の の の の の の の の の の の の	2 1
	受益者又は当該受益者と みなされる者が指定内国 法人である信託の信託財 産に属する利付債にあっ ては、今回の利払日に係る 利金が確認日の翌日から 起算して一年を経過する 日 <u>以前に支払を受ける</u> も のに限る。)	(削 る)	(削る)	(削 る)		受益者又は当該受益者と みなされる者が指定内国 法人である信託の信託財 産に属する利付債にあっ ては、今回の利払日に係る 利金の計算期間の初日 確認日から起算して一年 を経過する日 <u>以前である</u> ものに限る。)	<u>課税</u> 分	所得税法第 13 条第 1 項に 規定する受益者若しくは 同条第 2 項に規定する受益 者とみなされる者が指定 内国法人である信託の信 託財産に属する利付債(今 回の利払日に係る利金の 計算期間が確認日以後一 年を経過する日までの期 間内に開始するものを除 く。)並びに払込日、払込 日翌日、利払期日及び利払	26

		Nathkikiti ha a to b of the to		7111 lds dol 31 lds for T = 28 13 186	
	信託	当該機構加入者を受託者 とする信託のうち所得税 法第176条第1項に規定す る証券投資信託、租税特別 措置法第9条の4第2項に 規定する証券投資信託以 外の投資信託、同条第3	源徴 不用等	利付債、割引債等及び国際 機関債	2 2 <u> </u>
	(3)	項に規定する特定目的信 託又は所得税法第13条第 1項に規定する受益者若 しくは同条第2項に規定 する受益者とみなされる 者が特定投資法人等であ る信託財産に属す る一般債	(削 る)	(削る)	(削 る)
	信託口	当該機構加入者を受託者 とする信託のうち所得税 法第176条第2項に規定す る信託の信託財産に属す る一般債	源似 部分 第	利付債、割引債等及び国際 機関債	23 <u>.</u> 28
	(4)	(4)	(削 る)	(削る)	(削 る)
	信託 口 (5)	当該機構加入者を受託者 とする信託の信託財産に 属する一般債(信託口(1)、 信託口(2)、信託口(3) 又は信託口(4)の欄に掲 げるものを除く。)	源 徴 不 用 等 課 税	利付債(源泉徴収不適用分 等)、割引債等及び国際機 関債 利付債(源泉徴収不適用分	(略)
		1) 2 0 ° / E M (°)	<u>分</u> (略)	等)以外の利付債	(略)
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその 下位機関の顧客が権利を 有する一般債		利付債、割引債等及び国際 機関債	60~ 91

					日翌日以外の日に、課税分 口座から振り替えられ、そ の振替後に利払期日が到 来していない利付債	
		信託	当該機構加入者を受託者 とする信託のうち所得税 法第176条第1項に規定す る証券投資信託、租税特別 措置法第9条の4第2項に 規定する証券投資信託以 外の投資信託、同条第3	源徵不用等	利付債 <u>(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)</u> 、割引債等及び国際機関債	2 2
		(3)	項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者若もなける受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	<u>課税</u> 分	払込日、払込日翌日、利払 期日及び利払日翌日以外 の日に、課税分口座から振 り替えられ、その振替後に 利払期日が到来していな い利付債	27
		信託口	当該機構加入者を受託者 とする信託のうち所得税 法第176条第2項に規定す る信託の信託財産に属す る一般債	源 徴 不 用 等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	2 3
		(4)		<u>課税</u> 分	払込日、払込日翌日、利払 期日及び利払日翌日以外 の日に、課税分口座から振 り替えられ、その振替後に 利払期日が到来していな い利付債	28
		信託 口 (5)	当該機構加入者を受託者 とする信託の信託財産に 属する一般債(信託口(1)、 信託口(2)、信託口(3) 又は信託口(4)の欄に掲	源泉 徴収 不用分 等	割引債等及び国際機関債	(略)
			げるものを除く。)	課税 分	<u>利付債</u>	(略)
				(略)		
顧客口	雇	頁 客口	当該機構加入者又はその 下位機関の顧客が権利を 有する一般債(非居住者等 口に記録がされるものを 除く。)	<u>源</u> <u>微</u> 似 <u>商</u> 分 等	利付債 <u>(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)</u> 制引債等及び国際機関債	$ \begin{array}{c c} 6 & 0 \sim \\ \hline 6 & 4 \\ 7 & 0 \sim \\ \hline 7 & 4 \\ 8 & 0 \sim \\ \hline 8 & 4 \end{array} $

		(削 る)	(削る)	(削 る)
(削る)	(削る)	(削 る)	(削る)	(削 る)
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(削 る)	(削る)	(削 る)

		<u>課税</u> 分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	$ \begin{array}{r} 6 5 \sim \\ \hline 6 9 \\ 7 5 \sim \\ \hline 7 9 \\ 8 5 \sim \\ \hline 8 9 \end{array} $
非居住者	当該機構加入者又はその 下位機関の顧客が権利を 有する一般債のうち租税 特別措置法第5条の2第1 項若しくは第5項後段又 は同法第5条の3第1項若 しくは第3項後段の規定	<u>源</u> 収 <u>微</u> 不 用等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)及び国際機関債	90
<u>等口</u>	の適用を受ける一般債	<u>課税</u> 分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	91

(2) 社債的受益権

口		Þ	5分口座		
座 区 分	口座名称	信託口(1)~(5) <u>及び顧</u> <u>客口</u> に記録する社債的受 益権	課税 種別	各課税種別に記録する社 債的受益権	コード
	保有口		源似適分等	社債的受益権 (源泉徴収不 適用分等) 社債的受益権 (源泉徴収不 適用分等) 以外の社債的受益権	00~ 04 10~ 14 40~ 44 05~ 09
自己口			課税 分	益権	$ \begin{array}{cccc} 1 & 5 \sim \\ 1 & 9 \\ 4 & 5 \sim \\ 4 & 9 \end{array} $
	信託 口 (1)	①当該機構加入者を受託 者とする信託のうち所 得税法第11条第2項に 規定する公益信託若し くは加入者保護信託、同 法第13条第1項に規定 する受益者若しくは同 条第2項に規定する受	源 徴 不 用 等	社債的受益権	2 0 <u>.</u> 2 5

(2) 社債的受益権

口	区分口座				
座区分	口座名称	信託口(1)~(5) <u>顧客</u> <u>口及び非居住者等口</u> に記 録する社債的受益権	課税 種別	各課税種別に記録する社 債的受益権	コード
	保有口		源徴不用等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	$0.0 \sim 0.4$ $1.0 \sim 1.4$ $4.0 \sim 4.4$
自己口			課税分	源泉徴収不適用分等以外 の社債的受益権	$0.5 \sim 0.9$ $1.5 \sim 1.9$ $4.5 \sim 4.9$
	信託 口 (1)	①当該機構加入者を受託 者とする信託のうち所 得税法第11条第2項に 規定する公益信託若し くは加入者保護信託、同 法第13条第1項に規定 する受益者若しくは同 条第2項に規定する受	源 徴 不用等	社債的受益権_(信託設定 且、信託設定日翌日、配当 支払期日及び配当支払日 翌日以外の日に、課税分口 座から振り替えられ、その 振替後に配当支払期日が 到来していないものを除 く。)	2 0

益者とみな第1に名	(削 る)	(削る)	(削 る)		益者とみなま第1に外の信 国、記人者を実施した。 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では	<u>課税</u>	信託設定日、信託設定日翌 日、配当支払期日及び配当 支払日翌日以外の日に、課 税分口座から振り替えら れ、その振替後に配当支払 期日が到来していない社 債的受益権	<u>25</u>
当該機構加入者を受託者 とする信託のうちに規定に規定に規定での る集団投資信託(同条第3項に規定する集団投資する証券資質に 項に規定する証券投資信託の 等別措定に規定で が指定して を が指定して を が指定して を が指定して を があるもの の の の の の の の の の の の の の の の の の の	源墩不用等	社債的受益権(所得税法第 13条第1項に規定する受 益者若しくは同条第2項に 規定する受益を内 規定者が指信者と 表 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	21 <u> </u>	信託 口 (2)	当該機構記の3項に同条資語を表す3項に同条第3項に同条第3項に同条第3項に同条第6年表別での17を第17を第17を第17を第17を第17を第17を第17を第17を第17を第	源徵不用等	社債的受益権(信託設定 日、信託設定日翌日、私 五、担期日及び配当支払期日及び配当支払期日及び配当支払期日及び配当支払期日 翌日以外の日に、課税分その 振替後に配いない得し、所に を放けるとし、所に を放けるとし、所に を対してした。 大のとし、所に のとし、所に のとし、所に のとし、所に のとし、所に のとし、所に のとし、所に ののまり ののまり ののまり には ののまり には には には には には には には には には には	2 1
益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当が確認日の翌日から起算して一年を経過する日以前に支払を受けるものに限	(削 る)	(削る)	(削 る)		益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日 <u>以前である</u> ものに	<u>課税</u> 分	所得税法第 13 条第 1 項に 規定する受益者若しくは 同条第 2 項に規定する受益 者とみなされる者が指定 内国法人である信託の信 託財産に属する社債的受 益権 (今回の配当支払日に 係る配当の計算期間が確	<u>2 6</u>

	る。)			
	₩ ** 		社債的受益権	
信託口	当該機構加入者を受託者 とする信託のうち所得税 法第176条第1項に規定す る証券投資信託、租税特別 措置法第9条の4第2項に 規定する証券投資信託以 外の投資信託、同条第3 項に規定する特定目的信	源似 面分 等		2 2 <u> </u>
(3)	託又は所得税法第13条第 1 項に規定する受益者若 しくは同条第2項に規定 する受益者とみなされる 者が特定投資法人等であ る信託の信託財産に属す る社債的受益権	(削 る)	(削る)	(削 る)
信託口	当該機構加入者を受託者 とする信託のうち所得税 法第176条第2項に規定す る信託の信託財産に属す る社債的受益権	源徴 不用等	社債的受益権	23 <u>.</u> 28
(4)			(削る)	
		(削 る)		(削 る)
信託 口 (5)	当該機構加入者を受託者 とする信託の信託財産に 属する社債的受益権(信託 ロ(1)、信託ロ(2)、信託 ロ(3) 又は信託口(4) の	源泉 似適 不 用 等	社債的受益権 (源泉徴収不 適用分等)	(略)
(5)	欄に掲げるものを除く。)	課税 分	社債的受益権 (源泉徴収不 適用分等) 以外の社債的受 益権	(略)

	限る。)		認日以後一年を経過する 日までの期間内に開始す るものを除く。)並びに信 託設定日、信託設定日翌 日、配当支払期日及び配当 支払日翌日以外の日に、課 税分口座から振り替えら れ、その振替後に配当支払 期日が到来していない社	
信託口	当該機構加入者を受託者 とする信託のうち所得税 法第176条第1項に規定す る証券投資信託、租税特別 措置法第9条の4第2項に 規定する証券投資信託以 外の投資信託、同条第 3 項に規定する特定目的信	源似 不用等	債的受益権 社債的受益権 (信託設定 日、信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。)	2 2
(3)	託又は所得税法第13条第 1 項に規定する受益者若 しくは同条第2項に規定 する受益者とみなされる 者が特定投資法人等であ る信託の信託財産に属す る社債的受益権	<u>課税</u> 分	信託設定日、信託設定日翌 日、配当支払期日及び配当 支払日翌日以外の日に、課 税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払 期日が到来していない社 債的受益権	27
信託口	当該機構加入者を受託者 とする信託のうち所得税 法第176条第2項に規定す る信託の信託財産に属す る社債的受益権	源徴不用等泉収適分	社債的受益権 <u>(信託設定</u> 日、信託設定日翌日、配当 支払期日及び配当支払日 翌日以外の日に、課税分口 座から振り替えられ、その 振替後に配当支払期日が 到来していないものを除 く。)	2 3
(4)		<u>課税</u> 分	信託設定日、信託設定日翌 日、配当支払期日及び配当 支払日翌日以外の日に、課 税分口座から振り替えら れ、その振替後に配当支払 期日が到来していない社 債的受益権	28
信託 口 (5)	当該機構加入者を受託者 とする信託の信託財産に 属する社債的受益権(信託 ロ(1)、信託ロ(2)、信託 ロ(3) 又は信託口(4) の	源 徴 酒 分 等		(略)
(0)	欄に掲げるものを除く。)	課税 分	社債的受益権	(略)

			源泉	社債的受益権(源泉徴収不	
	質権口		徴収 不適 用分	適用分等)	98
	貝惟口		等 課税 分	社債的受益権(源泉徴収不 適用分等)以外の社債的受	9 6
			24	益権 (略)	
	信託			社債的受益権(源泉徴収不	
	П		課税分	<u>適用分等)</u> 以外の社債的受益権	(略)
		当該機構加入者又はその 下位機関の顧客が権利を		社債的受益権	
		有する社債的受益権	=		<u>6 0∼</u> <u>9 1</u>
	顧客口			(削る)	
			(削		(削
			る)		る)
顧客		(削る)		(削る)	
		(刊の)		(H1O)	
			(削 る)		(削 る)
			(a)		<i>3)</i>
	(削る)			(削る)	
			(地市	,	()&1
			(削 る)		(削 る)

	尼	質権 口		源泉 似適 不用等	社債的受益権(源泉徴収不 適用分等)	98
				課税 分	源泉徴収不適用分等以外 の社債的受益権	96
					(略)	
		信託口		課税 分	源泉徴収不適用分等以外 の社債的受益権	(略)
	雇	頂客口	当該機構加入者又はその 下位機関の顧客が権利を 有する社債的受益権(非居 住者等口に記録がされる ものを除く。)	源泉 徴 不用 等	社債的受益権 (信託設定 日、信託設定日翌日、配当 支払期日及び配当支払日 翌日以外の日に、課税分口 座から振り替えられ、その 振替後に配当支払期日が 到来していないものを除 く。)	$ \begin{array}{r} $
藤				<u>課税</u> 分	信託設定日、信託設定日翌 日、配当支払期日及び配当 支払日翌日以外の日に、課 税分口座から振り替えら れ、その振替後に配当支払 期日が到来していない社 債的受益権	$ \begin{array}{r} \underline{65} \sim \\ \underline{69} \\ \underline{75} \sim \\ \underline{79} \\ \underline{85} \sim \\ \underline{89} \end{array} $
客口		居住者	当該機構加入者又はその 下位機関の顧客が権利を 有する社債的受益権のう ち租税特別措置法第 5 条 の3第1項又は第3項後段 の規定の適用を受ける社 債的受益権	源泉収適分等	社債的受益権(信託設定 日、信託設定日翌日、配当 支払期日及び配当支払日 翌日以外の日に、課税分口 座から振り替えられ、その 振替後に配当支払期日が 到来していないものを除 く。)	90
		<u>等口</u>		<u>課税</u> 分	信託設定日、信託設定日翌 日、配当支払期日及び配当 支払日翌日以外の日に、課 税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払 期日が到来していない社 債的受益権	91

∭. (略)

<u>Ⅲ</u> (略)

別表3

振替等の処理順位

I (略)

Ⅱ 一般債

処理種別	処理順位
(削る)	(削る)
<u>イ.</u> (略)	1
<u>ロ.</u> 決済条件の照合結果により直接機構に行われた 振替の申請(<u>イ.</u> に掲げるものを除く。)	2
<u>ハ.</u> (略)	<u>3</u>
<u>ニ.</u> 振替の申請(イ.から <u>ハ.</u> までに掲げるものを 除く。)及び買入消却の申請	4_

Ⅲ (略)

(削る)

別表3

振替等の処理順位

I (略)

Ⅱ 一般債

処理種別	処理順位
<u>イ. 自動振替処理に係る振替の申請</u>	1
口. (略)	2
<u>ハ.</u> 決済条件の照合結果により直接機構に行われた 振替の申請(<u>ロ.</u> に掲げるものを除く。)	3
<u>二.</u> (略)	4
<u>ホ.</u> 振替の申請(イ.から <u>ニ.</u> までに掲げるものを 除く。)及び買入消却の申請	<u>5</u>

Ⅲ (略)

別表4

利払期日における自動振替処理

区分口座 減額記録する口座区分コード 増額記録する口座区分コード

	0 5	0 0
	0 6	0 1
	0 7	0 2
	0.8	0 3
	0 9	0 4
	1 5	10
	<u>16</u>	<u>1 1</u>
保有口	1 7	1 2
	18	13
	<u>19</u>	14
	<u>4 5</u>	40
	4 6	4 1
	4 7	42
	<u>4 8</u> <u>4 9</u>	<u>4 3</u>
	4 9	4 4
信託口(1)	2 5	20
信託口 (2)	2 6	2 1
信託口 (3)	27	22
信託口 (4)	28	23
非居住者等口	9 1	90
<u>質権口</u>	96	98
質権信託口	97	99

別表 4

源泉徴収不適用分等口座

税区分一覧表

税区分 税区分 税率 対象となる一般債 コード (略) (略) (略) 課税分口座(別表2に掲げ 10 る課税種別が課税分である 区分口座をいう。以下同 じ。) 又は顧客口に記録又は 記載されている一般債 (略)

(略)

(略)

30

税区分一覧表

税区分コード	税区分	税率	対象となる一般債		
	(略)				
10	(略)	(略)	課税分口座 <u>(信託口(3)及</u> び信託口(4)を除く。以下 <u>同じ。)</u> に記録又は記載されている一般債		
(略)					
30	(略)	(略)	源泉徴収不適用分等口座		

別表 5

				(信託口(3)及び信託口(4) を除く。) <u>又は顧客口</u> に記録 又は記載されている一般債
		(略)		
40	((略)	(略)	課税分口座 <u>又は顧客口</u> に記録又は記載されている一般債
(削る)	()	削る)	(削る)	(削る)
		(略)		
75			(略)	
80	非居住者非課 課税(発行者)	税制度対象分非原泉徴収分)	<u>0%</u>	信託口(1) 又は顧客口に記録又は記載されている一般債
<u>81</u>		税制度対象分非 理機関源泉徴収	<u>0%</u>	顧客口に記録又は記載され ている一般債
<u>85</u>	口座管理機関	原泉徴収分	<u>-</u>	課税分口座又は顧客口に記録又は記載されている一般賃
90	非居住者※2	課税分	_	(略)
91		非課税分	=	
92	マル優	(略)	(略)	(略)
93	(<u>分かち分</u>)	(略)	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)		(削る)	(削る)	

※1 (略)

※2 非居住者保有分について、税区分コード70から75までに該当しない税率の 適用を受ける場合には、税区分コード90、91を使用して、全期間、当該税率 で申告を行う。

				(12.54 (-) 72.0012.54 (-)			
				(信託口(3)及び信託口(4)			
				を除く。) に記録又は記載さ			
				れている一般債			
	(略)						
40	(略)	(略)	課税分口座に記録又は記載			
				されている一般債			
				C.4.5 () D. D.			
50	少額公債非課	说(特別マル優)	0%	<u>II</u>			
		(略)					
75			(略)				
(新設)	(余)	新設)	(新設)	(新設)			
(新設)	(≱	新設)	(新設)	(新設)			
(A) THOU	(//	71807	(A) I BA	(IDTBA)			
(新設)	(\$	新設)	(新設)	(新設)			
(利成)	(オ	列取)	(利取)	(利取)			
	II. am «V »I. I	40 A === 40 A ===		(mb)			
90	非課税法人	総合課税分又	<u>15. 315</u>	(略)			
	及び源泉徴	は非居住者分	<u>%%2</u>				
91	収不適用、又	非課税分	0%				
	は非居住者						
	(わかち分)						
92	マル優 (略)		(略)	(略)			
93	(<u>わかち分</u>) (略)		(略)				
94	特別マル優	分離課税分	15. 315	<u>""</u>			
	(わかち分)		%	_ _			
95		非課税分	0%				

※1 (略)

※2 非居住者保有分について、租税条約に関する届出書が提出された場合には、 租税条約に基づく軽減税率を適用する。また、社債的受益権の配当について、 税区分コード70から75までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区 分コード90、91を使用して、全期間、当該税率で申告を行う。

2 附 則

この改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

以上

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則(平成20年12月8日通知)

(下線部分変更)

1 仕頃寺旅省前及に保る子数科に関する規則(平成20年12月 6 日通知	(下桥部万发史)
新	旧
別表	別表
社債等振替制度に係る手数料表	社債等振替制度に係る手数料表
I. (略)	I. (略)
II. 一般債1. 制度参加	Ⅱ. 一般債1. 制度参加
手数料 徴収対 内 容 徴収料率	手数料 徴収対 内 容 徴収料率

T • 111,	1及 沙 加		
手数料	徴収対	内 容	徴収料率
項目	象者		
口座開	機構加	口座開	(1) 新たに機構加入者となる場合
設金及	入者	設及び	20 万円
びシス		システ	ただし、同一の口座名称の区分口座を 2 組以上
テム接		ム接続	開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備
続 準 備		開始に	手数料については、当該 2 組以上の部分の各々に
手数料		係る処	つき(2)の料率に準じて得られた金額を 20 万円に
		理	加算した金額とするものとし、この場合には、信
			託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)
			及び信託口(5)(以下「保有口における各信託口」
			という。) は同一の口座名称とみなして取り扱う。
			(2) 区分口座を開設する場合((1)に該当する場合
			を除く。)
			1組につき 5万円
			ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設
			する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数

工 . 市口			
手数料	徴収対	内 容	徴収料率
項目	象者		
口座開	機構加	口座開	(1) 新たに機構加入者となる場合
設金及	入者	設及び	20 万円
びシス		システ	ただし、同一の口座名称の区分口座を 2 組以上
テム接		ム接続	開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備
続 準 備		開始に	手数料については、当該 2 組以上の部分の各々に
手数料		係る処	つき(2)の料率に準じて得られた金額を 20 万円に
		理	加算した金額とするものとし、この場合には、信
			託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)
			及び信託口(5)(以下「保有口における各信託口」
			という。)並びに顧客口及び非居住者等口(以下「顧
			<u>客口等」という。)はそれぞれ</u> 同一の口座名称とみ
			なして取り扱う。
			(2) 区分口座を開設する場合 ((1)に該当する場合
			を除く。)
			1 組につき 5 万円
			ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設
			する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数

料については、開設する区分口座1組につき5万
円で計算した金額から 5 万円を控除した金額とす
るものとし、この場合には、保有口における各信
託口は同一の口座名称とみなして取り扱う。

(略)

 $2 \sim 4$ (略)

(注) 1. 口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、開設する区分口座が信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(3)、信託口(4)及び顧客口以外のものである場合には、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいい、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は顧客口である場合には、一の区分口座をいう。また、組数は、開設する区分口座が信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び顧客口以外のものである場合には、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設するとき又はその一方の口座を開設するとき(他方の口座が開設済みであるときを除く。)に、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は顧客口である場合には、一の区分口座を開設するときに、組の開設があったものとして計算する。

 $2 \sim 9$. (略)

料については、開設する区分口座 1 組につき 5 万円で計算した金額から 5 万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託口及び顧客口等はそれぞれ同一の口座名称とみなして取り扱う。

(略)

 $2 \sim 4$ (略)

(注) 1. 口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、一対の源泉徴収不適用分等口座及び<u>課税分口座</u>をいう。また、組数は、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設する<u>場合</u>又はその一方の口座を開設する<u>場合</u>(他方の口座が<u>開設済みの場合</u>を除く。)に組の開設があったものとして計算する。

 $2 \sim 9$. (略)

Ⅲ·Ⅳ (略)

2 附 則

この改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

以 上